

「徳川家康公ゆかりの地 浜松」PR ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「徳川家康公ゆかりの地 浜松」PR ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用資格)

第2条 ロゴマークを使用できる者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員などをいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) (1) から (3) までに掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている又は経営に事実上参画している法人その他の団体

(使用届出)

第3条 ロゴマークの使用を希望する者は、事前に Web フォームへ必要事項を入力し、デザインの使用状況が分かるもの（様式自由）を添付のうえ、浜松市へ届出（以下「電子届出」という。）を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道関係機関以外（機関紙や地方広報紙など）で、市長がその使用目的を前号に準ずるものと認める場合
- (4) 浜松市の後援又は共催の承諾を受けた事業に係る場合
- (5) 浜松市教育委員会の後援又は共催の承諾を受けた事業に係る場合
- (6) 前項に従い、市長より承認を受けた物品について、当該物品に関連した広告・宣伝に使用する場合
- (7) 浜松市議会議員が市のPRを目的に使用する場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

(使用確認)

第4条 浜松市は、前条の電子届出を受理した場合は、次項の基準に従い、その内容を確認する。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合、浜松市は届出内容について是正を求めることができる。

- (1) 「徳川家康公ゆかりの地 浜松」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (2) 特定の政治、宗教、選挙の活動に利用される恐れのある場合

- (3) 特定の個人又は団体を浜松市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用される恐れのある場合
 - (4) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
 - (5) 浜松市の事業又は浜松市の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
 - (6) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
 - (7) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する施設に関連する業務において使用する場合
 - (9) その他、ロゴマークを使用することが不適当と認められる場合
- (使用の範囲)

第5条 ロゴマークの使用について浜松市に届け出た者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークを商品及び景品（以下「物品」という。）本体並びにそのパッケージ及び当該物品の広告物等（以下「物品等」という。）においても使用することができる。

(使用料等)

第6条 使用者に対するロゴマークの使用料は、無償とする。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、届出日から令和6年3月31日までとする。ただし、浜松市は、ロゴマークの商標権の存続期間内で、使用期間を延長することができるものとする。

(ロゴマークの適正使用)

第8条 使用者は、ロゴマークの使用に関して、この要綱を遵守し、ロゴマークのイメージ、信用性等を損なうことがないように適正に使用するとともに、ロゴマークを使用する物品の安全性、品質についても十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、物品に関して、JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守しなければならない。

3 浜松市は、使用者のロゴマークの使用方法がロゴマークのイメージ、信用性を損なう恐れがあるとき、又はJAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令に違反する恐れがあるときは、使用者に対し、是正を求めることができる。

(同一性の保持等)

第9条 使用者は、ロゴマークの意匠について、別に定めるデザインマニュアルに従うものとし、本来の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に関して、浜松市の信用を害することがないように努めるものとする。

3 使用者は、浜松市が製造又は販売する物品であると誤認される恐れがないように必要な配慮を行わなければならない。

4 物品が、浜松市が製造又は販売する物品であると誤認される恐れがあると浜松市が

認められた場合は、浜松市は、使用者に対し、ロゴマークの使用についての是正を求めることができる。

(報告義務)

第10条 浜松市は、使用者に対し、ロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、浜松市に対して、直ちにその旨を通知しなければならない。

(1) 使用者の住所又は所在地、代表者、商号等の変更をしようとするとき

(2) 株主構成又は役員構成等の組織に関する大きな変更をしようとするとき

(3) 使用者の解散、合併、減資、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受、会社分割の決議その他これに類する変動が生じたとき

(4) 前各号に定めるもののほか、浜松市との関係に重大な影響を及ぼす恐れのある事実が生じたとき

(権利設定の禁止)

第11条 使用者は、ロゴマークについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(届出内容の変更)

第12条 使用者は、ロゴマークの使用について、内容を変更しようとする場合、変更内容が分かるもの(様式自由)を添付のうえ、事前に浜松市へ電子届出を行うものとする。

(権利侵害の主張への対処)

第13条 使用者は、ロゴマークを使用する物品等について、第三者から権利侵害等の主張があったときには、速やかに浜松市に通知しなければならない。

2 前項に規定する通知があった場合、浜松市は、使用者に対し、ロゴマークの使用について是正を求めることができる。

(紛争の解決)

第14条 使用者は、ロゴマークを使用する物品等について、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、浜松市に対し何ら迷惑をかけないものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第15条 ロゴマークを使用する物品の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負い、浜松市に対し何ら迷惑をかけないものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

第16条 使用者は、ロゴマークを使用する物品等の製造又は制作等を第三者に委託しようとする場合、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理監督責任を負わなければならない。

2 受託者の違反行為により浜松市が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第17条 ロゴマークを使用する物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、浜松市が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合、使用者は、浜松市に対して、直ちにその費用を弁償しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 浜松市及び使用者は、届出に関し知り得た相手方の営業上の秘密を保持し、第三者に漏らしてはならない。届出期間終了後においても同様とする。

2 浜松市及び使用者は、自己の従業員その他の者に、前項の規定による義務の履行を遵守させなければならない。

(届出終了後の処理)

第19条 使用者は、使用期間が終了した場合であっても、使用期間終了時から3か月以内に限り、在庫物品を販売することができるものとする。

(要綱の改正)

第20条 浜松市は、この要綱を改正することができる。この場合、ロゴマークの使用条件その他使用に関する事項は、改正後の要綱が適用される。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関する必要な事項は、浜松市が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。